

選奨規則

昭52.12.10 制定 昭53. 1.27 改正 昭58. 2.21 改正
昭58. 6.17 改正 昭58.10. 4 改正 平 6. 9.27 改正
平17. 3.15 改正 平17. 9.27 改正 平20. 7.23 改正
平21. 4.28 改正 平21.12.16 改正 平22. 4.20 改正
平25. 8. 6 改正 平26.10.24 改正 平26.12.19 改正
平27. 7.23 改正 平29.4.22 改正

第1章 総則

第1条 本学会定款第5条第五号に基づく、この法人の目的並びに事業に関して功績又は業績のあつた者の表彰・奨励（以下「選奨」という。）はこの規則により行う。

第2条 選奨の種類は次のとおりとする。

- (1) 日本音響学会論文賞 (ASJ Paper Award)
- (2) 功績賞 (Prize for Distinguished Achievements in Acoustics)
- (3) 栗屋 潔学術奨励賞 (Awaya Prize Young Researcher Award)
- (4) 技術開発賞 (Technical Development Award)
- (5) 独創研究奨励賞 板倉記念 (Itakura Prize Innovative Young Researcher Award)
- (6) 環境音響研究賞 (Prize for Distinguished Research in Environmental Acoustics)

第3条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会誌に発表する。

第2章～5章省略

第6章 独創研究奨励賞 板倉記念

第52条 独創研究奨励賞 板倉記念（以下「独創研究奨励賞」という。）は、音響学に関する独創的な研究を行った若手の正会員又は学生会員である者に贈呈する。

第53条 独創研究奨励賞に関する経費は、一般会計によるものとする。

第54条 独創研究奨励賞は、原則として毎年2名以内に贈呈する。

第55条 独創研究奨励賞は、賞状等とする。

第56条 独創研究奨励賞は、原則として春季研究発表会の際、贈呈する。

第57条 独創研究奨励賞板倉記念受賞予定者を選定するため、毎年独創研究奨励賞板倉記念選定委員会を設ける。

第58条 独創研究奨励賞板倉記念選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。また、必要な場合には、委員長は（選定委員会を補助する）評定委員を指名することができる。

第59条 委員長は原則として学術委員会委員長を、選定委員は庶務理事1名、会計理事1名、編集委員会委員長、同論文部会主査および各研究会から推薦された1名の正会員をあてる。

第60条 独創研究奨励賞板倉記念受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第61条 委員長は、独創研究奨励賞板倉記念受賞予定者の選定が終わったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。

第62条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、独創研究奨励賞板倉記念受賞者を決定する。

第63条 独創研究奨励賞板倉記念選定委員会は、役員会において板倉記念受賞者が決定されたときをもって解散する。

独創研究奨励賞 板倉記念受賞予定者選定手続

平 17. 3. 15 制定 平 21. 12. 16 改正

平 23. 7. 25 改正 平 26. 12. 19 改正

選奨規則第 60 条による独創研究奨励賞 板倉記念受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 選定の対象者は、30 歳以下で音響学に関する独創的な研究開発を行って論文等を発表した、受賞時に 32 歳以下の本会の正会員あるいは学生会員である者とする。ここでいう論文等とは、日本音響学会誌および Acoustical Science and Technology 誌に発表された論文、技術報告、Paper, Technical Report, Acoustical Letter, および他学会誌に発表された論文、Paper とする。

受賞時とは、受賞年度を指し、本年度中に 33 歳に達するものは、推薦の対象とする。論文等の発表に関しては、投稿時の年齢が 31 歳を超えていても可とするが、推薦時点で学会誌等に掲載されていることを条件とする。他学会誌には国際会議の予稿集(Proceedings)は含まない。

2. 委員長は選定に先立ち、受賞候補者の推薦要項を日本音響学会誌に掲載する。

3. 受賞候補者の推薦は自薦、他薦のいずれでもよいものとする。ただし、推薦者は、本会の名誉会員、終身会員又は正会員に限る。

4. 委員長は原則として本会の会員を推薦者として指名し、受賞候補者の推薦を依頼することができる。ただし、選定委員は推薦者に指名しない。

5. 自薦による応募者および他薦による推薦者は、本学会指定の様式による推薦書および業績の要旨各 1 部を、選定委員会に提出する。

6. 前項によって推薦された受賞候補者について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準を基に評定を行い、その結果を基にして合議により独創研究奨励賞 板倉記念受賞予定者を選定する。

7. 委員長は、前項の結果を選定経過とともに 2 月中旬までに会長に報告する。

附則 この手続の改正は平成 21 年 12 月 17 日から施行する。

附則 この手続の改正は平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

附則 この手続の改正は平成 27 年度から適用する。